

すみれ訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人再生会が開設するすみれ訪問看護ステーション(以下「ステーション」という)は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業を行うものであり、利用者が要支援状態若しくは要介護状態となった場合に於いても、その利用者がその有する能力に応じ、可能な限りその居宅において、日常生活が営まれるように療養生活を支援すると共に利用者の心身の機能維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。

(運営方針)

第2条 ステーションは次に掲げる基本方針に基づき事業を運営する。

- 1 主治の医師との密接な連携及び、訪問看護計画に基づき利用者の医師及び人格を尊重し常に利用者及びその家族の立場にたち、心身の機能維持回復を図るように妥当適切にサービスを提供する。
- 2 サービス提供にあたっては懇切丁寧に行うところを旨とし、利用者及びその家族に対し療養上の必要な事項について理解しやすいように説明又は指導を行う。
- 3 利用者の要支援・要介護状態の軽減若しくは悪化の防止、又は要介護状態となることの予防並びに利用者の介護をする者の負担の軽減に資するように適切に行う。
- 4 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境、他の保健医療サービス又は、福祉サービスの利用状況等の把握に努め、利用者又はその家族に対し適切な説明・指導を行う。
- 5 常に医学の進歩に対応し、適切な看護技術を持って看護を行うものとする。
- 6 正当な理由なく、指定訪問看護、指定介護予防訪問看護の提供を拒まないこととする。

(事業者の名称及び所在地)

第3条 ステーションの名称及び所在地は次のとおりとする。

- ※ 名称 : すみれ訪問看護ステーション
- ※ 所在地 : 熊本県宇土市松山町 1901 番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 ステーションの従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名(常勤専従)
管理者は利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の一元的な管理及び業務遂行のための従業者に対する必要な指揮命令を行う。
- 2 正看護師 3名以上
看護師等は医師の指示の内容をふまえ、訪問看護計画及び訪問看護報告書を作成し訪問看護の提供にあたるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条

- 1 営業日は月曜日から土曜日の午前中までとする。(日曜・祝日及びお盆(15日)年末年始(12月30日から1月3日)は除く。)ただし、終末期・褥瘡・点滴等の場合は医師の指示の下で臨時の休日のサービス提供もありうる。
- 2 営業時間は月曜日から金曜日は8時30分～17時00分。
土曜日は8時30分～12時15分までとする。
ただし、営業時間外でも電話等により24時間常時連絡可能な体制とする。

(訪問看護の提供方法及び手続の説明・同意)

第6条

- 1 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供にあたり、利用申込者又はその家族に対しあらかじめ、運営規程の概要、勤務体制その他のサービスに関する重要事項を記した文書を交付し、説明を行い当該提供の開始について利用申込者及び家族の同意を得るものとする。
- 2 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供にあたっては、主治医の指示のもと、利用者及びその家族の希望、心身の状況をふまえて療養上の目標、当該目標を達成する為の具体的なサービス内容等を記載した訪問看護計画を立案し、利用者又はその家族に説明し同意を得るものとする。尚、利用者の状況の変化に伴い、訪問看護計画書の内容変更が生じた場合も同様に同意を得るものとする。
- 3 サービスの提供にあたっては、利用者及びその家族に適切な指導を行うと共に、主治の医師及び居宅介護支援事業所、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する他の関係職種との密接な連携を図るものとする。

(指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の内容)

第7条

指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 1 状態観察、病状把握
- 2 療養環境等の把握
- 3 療養生活上の介護相談、介護指導
- 4 機能維持リハビリテーション
- 5 褥瘡の予防及び手当て
- 6 清潔等の保清支援
- 7 カテーテル等の管理
- 8 ターミナルケア
- 9 その他医師の指示による医療処置

(記録の整備・保存)

第8条

- 1 利用者に対する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
 - ① 主治の医師による文書
 - ② 指定訪問看護及び介護予防訪問看護計画書・報告書
 - ③ 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した際の具体的なサービス内容等の記録、及び市町村への通知に係る記録並びに苦情内容等の記録等
- 2 ステーションは従業者・設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする

(利用料)

第9条 ステーションが指定訪問看護、指定介護予防訪問看護を提供した際の利用料の額は下記のとおりとする。

- ① 法廷代理受領分：介護報酬告示上の額に、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合に乗じた額
法定代理受領分以外：介護報酬告示上の額
- ② ステーションは前項に規定する費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関して説明を行い同意を得るものとする。
- ③ 利用料請求にあたっては、当該サービス提供に関する請求明細書を交付する。
- ④ その他、指定訪問看護、指定介護予防訪問看護を提供するにあたり、やむを得ず必要な衛生材料を使用した場合の費用は原則として利用者実費負担とする。

(通常の事業実施地域)

第10条 ステーションの通常事業の実施地域は下記のとおりとする。

宇土市・宇城市・上天草市（大矢野町と松島町）・熊本市・美里町・八代市・御船町・嘉島町
氷川町・芦北町

(身分証の携行)

第11条 ステーションの看護師等は身分証を携行し、初回訪問時及び利用者若しくはその家族から求められた場合はこれを提示するものとする。

(秘密保持)

第12条

- 1 ステーションの従業者及び従業者であったものは正当な理由なく、その業務上知りえた利用者若しくはその家族の個人情報を漏らしてはならない。また、管理者は従業者がその業務上知りえた情報を漏らすことが無いように必要な措置を講じるものとする。
- 2 ステーションは個人情報保護法の趣旨を尊重し個人情報保護方針を定め、個人情報を厳重に管理するものとする。尚、必要最小限度の範囲で、医療機関・薬局・その他のサービス事業所等の連携・照会・審査支払機関への請求情報等で提供する場合がある。その際は、あらかじめ

必ず本人若しくは家族の同意を得るものとする。

(職員の研修)

第13条 ステーションは看護師等の質的向上を図る為の研修の機会を次のとおりに設けるものとする。

- 1 採用時研修（採用後1ヶ月、同行訪問）
- 2 熊本県看護協会主催フォローアップ研修並びに年間研修に参加
- 3 その他、地域研修及びスキルアップの為の各研修に参加

(苦情処理)

第14条

- 1 ステーションは提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するものとする。
- 2 ステーションは自ら提供したサービスに関して、法第3条の規定により市町村が行う文書及びその他の物件の提出、若しくは提示の求め又は当該市町村の職員から質問若しくは照会に応じ、利用者若しくは家族の苦情に関して市町村が行う調査に協力すると共に市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従い必要な改善を行うものとする。
- 3 ステーションは提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第76条第1項2号の調査に協力すると共に国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第15条

- 1 ステーションは利用者に対する指定訪問看護、指定介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合、速やかに市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等に連絡を行うと共に、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 ステーションは利用者に対する指定訪問看護、指定介護予防訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(緊急時の対応)

第16条 看護師等は現に指定訪問看護、指定介護予防訪問看護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合は必要に応じて臨時応急の手当てを行うと共に速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じるものとする。

(サービス提供困難時の対応)

第17条 ステーションは利用申込者の病状、当該指定訪問看護ステーションの通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定訪問看護、指定介護予防訪問看護を提供することが困難であると認めた場合は、主治の医師及び居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等への連絡を行い、適当な他の指定訪問看護事業所、指定介護予防訪問看護所を紹介する等の必要な措置を講

じるものとする。

(他職種間との連携)

第18条 ステーションは指定訪問看護、指定介護予防訪問看護を提供するにあたっては、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター並びに保険医療サービス又は福祉サービスを提供するものと密接な連携を努めるものとする。

(衛生管理)

第19条 看護師等は清潔を保持すると共に、ステーション内の設備及び備品等についても衛生的な管理に努めるものとする。

(掲示)

第20条 事業所の見やすい場所に運営規程の概要、その他の必要な事項を掲示する。

(利益供与の禁止)

第21条 ステーションは利用者に対しての特定の事業者によるサービスを利用させることの対象として、金品その他の財産上の利益を強要しないものとする。

(事業継続計画)

第22条

- 1 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成し研修を定期的（年1回）に行う。
- 2 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう訓練を実施する。

(虐待防止に関する事項)

第23条 ステーションは利用者等の虐待防止のために、医療法人再生会虐待防止指針に基づき必要な措置を講じるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について看護師等に周知徹底を図る。
- 2 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修（年1回）を実施する。
- 3 虐待防止に関する措置の適切な実施のため担当者を置く。

(その他)

第24条

- 1 指定訪問看護、指定介護予防訪問看護の重要事項に定めのないものは、医療法人再生会と当ステーションの管理者との協議の上で定めるものとする。
- 2 医療法人再生会は、当ステーションの従業者の健康診断を年に1回実施し健康管理に努めるものとする。

附則

この規程は平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は平成19年 2月14日から施行する。

この規程は平成22年 8月 1日から施行する。

この規程は平成25年 4月 1日から施行する。

この規程は平成25年 7月11日から施行する。

この規程は平成25年 8月13日から施行する。

この規程は平成26年11月 7日から施行する。

この規程は平成28年 4月 1日から施行する。

この規程は平成29年10月26日から施行する。

この規程は令和 1年 5月16日から施行する。

この規定は令和 3年 4月 1日から施行する。

この規定は令和 3年 7月 3日から施行する。

この規定は令和 6年 3月 1日から施行する。